政　令

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十三号

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（令和八年法律第四十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律の施行期日は、令和九年四月一日とする。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○外務省告示第二百八十号

令和八年八月十二日にヤウンデで、カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　南健太郎在カメルーン大使

世界食糧計画側　ジャンルーカ・フェレーラ在カメルーン事務所代表

外務大臣　茂木　敏充

令和八年九月九日

○外務省告示第二百八十一号

昭和三十六年三月三十日にニューヨークで作成された「千九百六十一年の麻薬に関する単一条約」第三条の規定に従い、同条約の付表Ⅰに次のように物質が加えられる旨の決定が行われ、当該決定は、同条7の規定に従い、令和八年五月二十九日に効力を生じた。

（令和八年五月二十九日付け国際連合事務総長書簡）

外務大臣　茂木　敏充

令和八年九月九日

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表Ⅰの一部を次のように改正する。

「シクロプロピルフェンタニル（N－フェニル－N－［1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル］シクロプロパンカルボキサミド）」の次に「N－デスエチルエトニタゼン（2－［4－エトキシフェニル］メチル－N－エチル－5－ニトロ－1H－ベンズイミダゾール－1－エタンアミン）」を加える。

「プロトニタゼン（N・N－ジエチル－5－ニトロ－2－［4－プロポキシフェニル］メチル－1H－ベンズイミダゾール－1－エタンアミン）」の次に「N－ピロリジノイソトニタゼン（5－ニトロ－2－［4－（2－プロポキシ）ベンジル］－1－［2－（ピロリジン－1－イル）エチル］－1H－ベンゾ［d］イミダゾール）」を加える。

○外務省告示第二百八十二号

昭和四十六年二月二十一日にウィーンで作成された「向精神薬に関する条約」第二条の規定に従い、同条約の付表Ⅱに次のように物質が加えられる旨の決定が行われ、当該決定は、同条7の規定に従い、令和八年十一月二十五日に効力を生ずる。

（令和八年五月二十九日付け国際連合事務総長書簡）

外務大臣　茂木　敏充

令和八年九月九日

向精神薬に関する条約の一部を次のように修正する。

付表Ⅱ中「六五」を「六六」とし、「四四」から「六四」までを一ずつ繰り下げ、「四三」の次に次のように加える。

四四		MDMB－FUBINACA	メチル2－｛［1－（4－フルオロベンジル）インダゾール－3－カルボニル］アミノ｝－3・3－ジメチルブタノアート

○財務省告示第二百四十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十二第二項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月九日

財務大臣　片山さつき

別表損害保険契約者保護機構（東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地）の項中「まで及び」を「まで」に改め、「令和八年三月三十一日まで」の下に「及び同年九月九日から令和九年三月三十一日まで」を加える。

○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡吉野町大字菜摘二五四の一、二五四の四、二五五、二七三の二、二八二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字菜摘二五四の一・二五四の四・二七三の二・二八二の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字南原五四五九の一、字沢田五五五六、五五五八の一、五五五九、五五六一、字ホウゲ五五六〇の一から五五六〇の四まで、五五六二の一、五五六二の二、五五六三、五五六四、五五六五の一、五五六六、五五六七、五五六八の一、五五六八の三、字巾上五五七七の一、五五七七の三、五五七九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備